

公益財団法人ふくしま自治研修センター研修科目の実施業務委託に関する 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

ふくしま自治研修センター（以下「センター」という。）では、社会情勢の変化に応じて、研修の方針を定めた「研修基本要綱」を策定している。

令和9年度より新たな「研修基本要綱（令和8年5月29日策定）」に基づき研修を実施することとなり、研修事業者等の企画力、知識及び技術力等を活用することにより、効果的・効率的な研修を実施するため、外部委託する研修科目の委託先について公募型プロポーザル方式により選定する。

2 委託の内容等

（1）業務名

ふくしま自治研修センター研修科目の実施業務

（2）委託内容等

企画提案の考え方等については別紙1「企画提案の考え方等について」、共通仕様については別紙2「ふくしま自治研修センター研修業務共通仕様書」のとおりとする。

具体的な科目等については、別紙3「プロポーザル対象科目・講座一覧」のとおりとし、次の点に注意すること。

ア 「提案区分」欄における「一括提案」とは、関連性の高い科目について、一貫した考え方に基づき段階的に職員の能力向上を図ることを目的として、一体的な企画提案を求めるものであるため、分割して提案することは認められない。

イ 実施形態は、別紙3「プロポーザル対象科目・講座一覧」のとおり。

ウ 受講人数は、年度によって変動がある。現時点での令和9年度の受講予定人数を記載しているが、年度明けに正式に決定するため、クラス（講師）予定数はあくまで目安であり、増減する場合がある。

（3）委託費の上限額

別紙3「プロポーザル対象科目・講座一覧」に記載とおり。

3 実施スケジュール

項 目	日 程
公告・公募開始	令和8年10月 2日（金） ホームページに掲載
質問受付	令和8年10月 2日（金）～10月 9日（金） 17時
質問回答（最終期限）	令和8年10月14日（水） 17時 ホームページに掲載
参加表明書提出期限	令和8年10月20日（火） 17時
企画提案書提出期限	令和8年11月18日（水） 17時
一次審査の結果通知	令和8年11月26日（木） 文書による通知
二次審査結果通知・公表	令和9年 1月 8日（金） 文書による通知・ホームページに掲載
委託契約締結	令和9年 4月 1日（木）以降

4 参加資格に関する事項

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を満たしている者とする。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 令和5年度から令和7年度までの3年間に、官公庁の職員を対象とした研修の受託実績があること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等(提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))。
 - イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

5 実施要領等の入手方法等

実施要領及び企画提案に係る様式等については、センターのホームページからダウンロードして入手すること。窓口又は郵送等での配布は行わない。

6 質問の受付及び回答

質問については、以下により受け付ける。

なお、本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

- (1) 受付期間
令和8年10月2日(金)～10月9日(金)17時まで(必着)
- (2) 提出方法
質問書(様式1)により、「13 問合せ・書類等提出先」まで電子メールにより提出すること。
件名は「【プロポーザル】ふくしま自治研修センター研修科目の実施業務に関する質問」とし、電話にて送付した旨の連絡を入れること。なお、電話による質問の受付は行わない。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、センターのホームページに掲載する。なお、最終回答は令和8年10月14日（水）17時までに行う。

7 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する意思のある者は、下記により必要書類を提出すること。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

(1) 提出期限

令和8年10月20日（火）17時まで（必着）

(2) 提出書類

参加表明書（様式2）

参加研修一覧（様式2-1）

法人概要（様式2-2）

法人の概要が分かるパンフレット等

(3) 提出方法

「13 問合せ・書類等提出先」まで電子メールにより提出すること。

件名は「【プロポーザル】ふくしま自治研修センター研修科目の実施業務参加表明書」とし、電話にて送付した旨の連絡を入れること。

8 企画提案書の提出

本プロポーザルに参加する意思のある者は、「7 参加表明書の提出」を行った上で、下記により必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年11月18日（水）17時まで（必着）

(2) 提出書類等

ア 企画提案書提出一覧（様式3）

イ 企画提案書（様式4）

「Ⅰ実施体制等」については、提案番号毎に作成すること。なお、体制等が共通する提案については、複数の提案番号をまとめて記載して構わない。

「Ⅱ 担当予定講師及び経費見積」、「Ⅲ 企画内容等」については、科目番号毎に作成すること。

ウ 動画

次の内容について、科目番号毎に作成のうえ、YouTube 限定公開とし、「イ 企画提案書（様式4）」に URL を記載すること。YouTube 限定公開が困難な場合には、CD または USB に格納し、2セット提出すること。

- ・提案にあたって重視した点、PR ポイント及び担当予定講師による模擬授業（20分程度）
※模擬授業については、冒頭の導入、演習、講義のまとめ部分について、どのような講師がどのように講義を進めていくのかイメージできる内容とすること。

(3) 提出方法

「13 問合せ・書類等提出先」まで電子メールにより提出すること。

件名は「【プロポーザル】ふくしま自治研修センター企画提案書」とし、電話にて送付した旨

の連絡を入れること。

なお、「ウ 動画」を CD 等で提出する場合は、郵送、持参いずれかの方法で提出すること。

※郵送は提出期限内必着とし、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法とする。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日の 8 時 30 分から 17 時までとする。

(4) その他

ア 提出された企画提案書等は選定結果にかかわらず返却しない。

イ 提出された企画提案書等は、委託先候補者の選定作業以外には使用しない。

ウ 企画提案書の作成等プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

エ 提出された企画提案書等は、審査を目的として、その写しを作成し使用することができるものとする。

オ 企画提案書を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

9 失格又は無効

次のいずれかに該当する場合は失格又は無効とする。

- (1) 参加資格を満たさない場合
- (2) 同一の者が 1 案件に 2 つ以上の企画提案書を提出した場合
- (3) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- (5) 提出書類に不備があった場合（軽微なものを除く）
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

10 委託先候補者の選定

委託先候補者の選定はセンターに設置する「ふくしま自治研修センター研修科目の実施業務委託に関する公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行う。

(1) 審査基準及び配点

別紙「審査基準表」のとおり。

(2) 一次審査

ア 審査方法

①企画提案書（様式 4 I 実施体制等、II 担当予定講師及び経費見積）について、審査委員会の事務局が書面審査を行う。

②評価点が 2 点以下の項目がある、または 24 点（40 点満点の 6 割）に達しない提案においては、二次審査を実施しない。

イ 一次審査の結果の通知

審査の結果は、令和 8 年 11 月 26 日（木）にプロポーザル参加者全員に文書で通知する。

(3) 二次審査

ア 審査方法

①企画提案書（様式 4 III 企画内容等）について、審査委員会の委員長が指名した審査員が書面及び動画審査を行う。

②審査員の評価点の合計得点が 108 点（180 点満点の 6 割）以上で、一次審査との合計得点が最も高かった者を委託先候補者として選定する。

③参加者が 1 者の場合は、審査員の評価点の合計得点が 108 点（180 点満点の 6 割）以上の者

を委託先候補者とする。

④得点の最も高かった者が2者以上の場合は、二次審査の得点が高かった者を委託先候補者として選定する。

イ 二次審査の結果の通知及び公表

「11 選定結果の公表」のとおり。

(4) その他

ア 審査にあたって企画提案書の内容等に疑義がある場合は、確認事項について提案者に回答を求めるものとする。

イ センターが求める水準に達する提案がない場合は、委託先候補者を選定しないことができる。

11 選定結果の公表

(1) 時期

令和9年1月8日(金)

(2) 方法

提案書を提出した事業者に文書で通知するとともに、ホームページに委託先候補者の名称を掲載する。(委託先候補者以外の名称は公表しない。)

(3) 情報公開

公益財団法人ふくしま自治研修センター情報公開規程により開示申請をすることができる。

12 契約

(1) 選定された委託先候補者と具体的な研修内容及び経費等について協議のうえ改めて見積書を徴取し、地方自治法施行令第167条の2の規定による随意契約の方法により委託契約を締結する。

(2) 仕様書の内容や科目・講座名は提案された内容が基本となるが、センターとの協議により必要に応じて変更する場合がある。

(3) 契約に向けた協議は結果通知後に行う。

(4) 協議が整わない場合は選定された委託先候補者と契約を締結せず、次点者との協議に移行する。

(5) 予算が可決されない場合は契約を締結しないことがある。この場合においても、プロポーザル参加者に損害が生じた場合、センターではその損害については基本的には負担しない。

13 問合せ・書類等提出先

〒960-2156 福島県福島市荒井地蔵原乙15番地の1

公益財団法人ふくしま自治研修センター 教務部(担当:菅野)

電話:024-593-5712 FAX:024-593-5714

E-mail: kyomu@f-jichiken.or.jp